

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習、石綿作業主任者技能講習

講習科目	条件	弊所で対応
健康障害及びその予防措置に関する知識	一 大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 (2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者 (3) 薬剤師として7年以上の経験を有する者	可
作業環境の改善方法に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者 (3) 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学区分に限る） (4) 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認定を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者 (5) 日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者	可
保護具に関する知識	一 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 二 (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 (3) 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学区分に限る） (4) 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認定を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者 (5) 日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者	可
関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者であること。 二 (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者	可

（労働安全衛生法 別表第20第11号および「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係法令、省令及び告示の改正等について」（平成16年3月19

日付け基発第0319009号）別添8、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習等における技能講習の講師の条件の改正について」（令和6年3月19日付け基発第0319第8号）より改変）